

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

京都市

2 構造改革特別区域の名称

知の創出・活用特区

3 構造改革特別区域の範囲

京都市の全域

4 構造改革特別区域の特性

京都市は、学問のまちとして、古くから多くの大学、短期大学が集積し、現在もなお人口147万人の約1割に相当する国内外からの学生や教員、研究者等の多彩な人材やあらゆる分野の「知」の集積を有する地域であり、この「知」の集積が幾多の独創的なベンチャー企業を生み出してきた土壌ともなっている。

また、京都市は、製造品出荷額を見ても全国8位の工業都市であり、製造業が市内の経済活動において大きなウェイトを占めているとともに、多種多様な業種の企業が、それぞれ特定の分野で独自の強みを発揮し、トップクラスの実力を保持するなど、全国有数のものづくり都市でもある。

京都市のものづくりは、これまでから時代の節目ごとに、新技術の導入・開発や伝統技術を活かしつつ新分野に挑戦するというイノベーションを実行し、それを契機として新しい飛躍を遂げてきた。

しかしながら、近年の大学、工場等の市外流出や新規開業率の低下、事業所の減少傾向、更には、京都の地域経済を支えてきた和装産業をはじめとした伝統産業の低迷などに見られるように、京都のものづくり産業の基盤が揺るぎ始めている。

このような状況を踏まえ、本市では、京都地域の50の大学・短期大学及び経済団体、京都市の産学公で構成する全国でも例を見ない財団法人大学コンソーシアム京都を平成10年3月に設立し、大学教育の単位互換事業、社会人生涯学習事業や京都起業家学校、インターンシップ事業をはじめとした人材育成プログラムなどを通じて、大学と地域社会、産業界の連携を強めるとともに大学相互の結びつきを深め、教育研究の更なる向上とその成果の地域社会・産業界への還元を目指している。

また、21世紀の「ものづくり都市・京都」の活性化を図るための産業振興ビジョンとして「京都市スーパーテクノシティ構想」(平成14年3月策定)を策定し、新たな産業政策の展開を図るため、多様で高度な研究成果を誇る大学の産学共同研究の促進や豊富に存在する産業支援機関の多種多様な新事業創出支援とともに、地域のポテンシャルを生かした構造改革特別区域の導入を本市が取り組むべく主要な施策として位置付け、地域経済の自立的発展を目指して、地域を挙げて積極的な産学公連携事業を展開してい

る。

5 構造改革特別区域計画の意義

国においては、科学技術創造立国を目指す国家的プロジェクトが進められており、科学技術を核とする産業振興に関する都市間競争が一層激化することは明らかである。

このような状況の下、京都の地域特性を生かし、低迷する京都経済の活性化を図るためには、京都に蓄積された大学等の「知」という地域産業資源を創出・活用した環境整備を図るとともに、新たな産業の芽を生み出し良質な雇用機会を創出する構造改革を一層加速させることが不可欠である。このことから、本構造改革特別区域計画を実施することは、本市の関連事業を推進していくうえでも、高い相乗効果が期待でき、京都経済の自立的発展に大きく寄与するものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

京都市の産業政策における基本戦略は、京都にある優れた技術、技能、研究成果、ビジネスモデル等の多様な資源の融合により、新たなものづくりが次々と湧き出てくる「スーパーテクノシティ・京都」の構築であり、様々な産業が共存する京都の特性を生かし、それぞれが相互にきめ細かく支え合う京都独自の産業連関都市を目指すことにある。

これを確実に実現するためには、本構造改革特別区域計画において示した大学教員の兼業の承認要件や大学施設の使用手続きなどの規制の特例を導入することが必要であり、新たな知識の創造と活用を図りつつ、産学公が連携することにより、大学の研究開発成果と産業界の企業化ニーズが相互に刺激し、連鎖的に技術革新や新産業の創出を起こす産学公連携システムを構築していく。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

京都市の産業政策の指針となる「京都市スーパーテクノシティ構想」や「京都バイオシティ構想」において、2010年を目標年次とした達成すべき目標として、新規開業率10%や大学発ベンチャー企業200社、バイオ関連産業の売上高1兆円、バイオ関連特許年間出願数500件などの数値目標を掲げ、様々な産業活性化策に取り組んでいる。

本構造改革特別区域計画の実施は、多様で高度な研究成果を誇る大学と、高い技術力などで独自の強みを発揮している企業がネットワーク的に融合し、創業や第二創業等を生み出していく本市の施策と合致し、これらの取組と連動することにより、産学公の連携による研究開発・新事業の創出をより一層促進する大きなインセンティブとなり、数値目標の更なる上積み又は達成年次の前倒しを実現することが期待される。

とりわけ、本計画に盛り込んだ特定事業の直接的な効果として、これまでの産学連携に加えて、積極的な産学共同研究を推進する国立大学と私立大学との学学連携が実現する。この新しく生まれる連携形態は、「京都市スーパーテクノシティ構想」や「京都バイオシティ構想」で設定した大学発ベンチャー企業創出の達成すべき数値目標を、1割から2割、或いはそれ以上の上積みを実現するものと期待される。

8 特定事業の名称

- 国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業（ 2 0 1 ）
- 国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（ 2 0 2 ）
- 国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（ 7 0 4 ）
- 国の試験研究施設の使用の容易化事業（ 7 0 5 ）
- 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（ 8 1 3 ）
- 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（ 8 1 5 ）

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

本構造改革特別区域において実施する特定事業は、大学を中心とした厚い「知」の集積を活用し、産学公の連携を一層推進させ、産学共同研究の促進、新事業の創出、大学発ベンチャーの創出などを目指すものであり、本市においても、特定事業に関連する以下の事業を着実に取り組むこととしている。

(1) 「京都バイオシティ構想」(平成 1 4 年 6 月策定)の推進

京都大学をはじめ特区内に存在する大学の学術的集積に加え、発酵技術や計測・解析技術等をベースとした多様で高度な産業集積を最大限に活かし、産学公連携によってライフサイエンス分野の科学技術振興及び産業振興を目指している。

具体的な事業として、医学と工学の融合分野（最先端技術の研究開発と事業化）、環境分野（生物機能を活用した循環型産業システムの構築）、地域資源を活用した分野（蚕を活用した有用物質生産）の 3 つの研究開発プロジェクトの推進やインキュベータ施設の整備などの大学発バイオベンチャー企業の育成に取り組んでいる。

(2) 「京都ナノテク事業創成クラスター」の推進

知的創造の拠点たる大学を核として、研究機関や研究開発型企業による国際的にも競争力が高い技術革新のための集積（知的クラスター）を目指すもので、ナノテクノロジーを京都の基盤核技術として位置付け、知の結集と産学公の連携により、電子デバイス、医療、バイオ・繊維、IT 等の分野で、新事業創出を目指した共同研究に取り組んでいる。

(3) 「桂イノベーションパーク構想」の推進

京都大学では、平成 1 5 年 4 月から特区内にある桂キャンパスに、工学研究科と情報学研究科が順次移転し、各専攻の研究棟の他に産学共同研究を積極的に推進する先端学術研究拠点とした「桂インテックセンター」などを設置し、工学・情報学を基盤とする自然科学系の大学院を展開する。

本市では、この桂キャンパスの隣接地を「桂イノベーションパーク」として位置付け、京都大学と連携の下、産学交流施設の整備や研究開発型企業を誘致することにより、世界最高水準の知的産業創造拠点の形成を目指す。

同パークには、「研究成果活用プラザ」(科学技術振興事業団の地域拠点)及び「大学連携型インキュベータ」(地域振興整備公団の新事業創出型事業施設)が、平成 1 6 年に開設されるとともに、国内外の研究開発型企業の集積を図り、産学公連携による

新しい産業振興拠点の整備を目指している。

なお、外国人研究者受入れ促進事業については、特例措置を受ける主体が特定できた時点で、本構造改革特別区域計画に追加申請することとする。

別紙

1 特定事業の名称

201：国立大学教員等の勤務時間内技術移転兼業事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

京都大学，京都工芸繊維大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後，直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

京都大学，京都工芸繊維大学

(2) 事業が行われる区域

京都市の全域

(3) 事業の実施期間

認定後，直ちに

(4) 事業により実現される行為

特区内の国立大学教員等が技術移転事業者の時間内兼業を容認されることにより，国立大学等における研究成果の権利化支援による特許出願件数や研究成果の活用支援による特許の実施契約件数の増加など民間事業の円滑な技術移転が実現し，研究成果を活用した事業化が一層促進されるとともに，大学発ベンチャー企業の創出が加速される。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制法令等

国家公務員法第101条，人事院規則14-17

(2) 現状

特区内には，地域型技術移転機関として平成10年に承認された関西ティー・エル・オー株式会社が存在し，昨年には国立大学の国有特許の取り扱いができる認定TLOとなり，国立大学の知的財産の活用をも促進している。

関西ティー・エル・オー株式会社は，大学の研究成果を特許等に権利化し，企業への技術移転を図り，特許等の実施料が研究費として大学に還元される「知的創造サイクル」を創り出すことを目的とし，これまで，特許出願件が274件，特許等の実施契約が20件，オプション契約締結が延べ31件，実施料等の還元が約1,150万円という実績をあげるとともに6社のベンチャー企業の創出に貢献し，技術移転事業を積極的に推進している。

同社では，平成12年から時間外兼業の承認を受けた国立大学の教員を取締役として就任させており，この間，特区内の京都大学及び京都工芸繊維大学の教員が就任し，現在も京都大学の教員が取締役として就任している。

(3) 特例措置の必要性及び要件適合性を認めた根拠

国立大学教員等の技術移転事業者の時間内兼業の容認は、国立大学等における研究成果を活用した民間事業者への技術移転を更に円滑にし、産学連携による新事業創出や大学発ベンチャー企業の創出が一層促進される。このことは、本市が策定した産業振興ビジョンである「京都市スーパーテクノロジー構想」の推進にも合致するとともに、本構想に掲げた新規開業率の向上や大学発ベンチャー創出の拡大などの達成すべき数値目標の実現に大きく寄与するものである。

別紙

1 特定事業の名称

202：国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

京都大学，京都工芸繊維大学

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後，直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

京都大学，京都工芸繊維大学

(2) 事業が行われる区域

京都市の全域

(3) 事業の実施期間

認定後，直ちに

(4) 事業により実現される行為

技術シーズの持ち主である大学教員が，企業に直接参加し，事業化に取り組むことは，大学発ベンチャー創出の有効な手段であり，特区内の産学連携に熱心な国立大学教員等が研究成果活用企業の時間内兼業容認されることにより，大学等の優れた研究成果を活用した事業化のスピードが加速されるとともに，大学発ベンチャー企業の創出が一層加速される。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制法令等

国家公務員法第101条，人事院規則14-18

(2) 現状

特区内の国立大学が設置するベンチャー・ビジネス・ラボラトリーや地域共同研究センターにおいて，大学発ベンチャーの創出の環境整備に積極的に取り組まれている。

京都大学では，技術移転事業機関の支援を受けベンチャー企業を設立した教員の時間外兼業を承認している実績がある。また，ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおいて，学内の教員，学生を対象とした起業相談室や特許相談室の開設などベンチャー起業支援システムを構築しており，特許出願や学生によるベンチャーの起業を生み出している。

京都工芸繊維大学においても，本年2月に学内インキュベーション施設を開設し，大学発ベンチャーの育成に積極的に取り組んでいる。既に，数社の大学発ベンチャー企業が事業活動を行っており，その内1社は，本学教員がベンチャー企業の取締役を兼業している。

また，平成16年には，京都大学桂キャンパスの隣接地に，研究成果活用プラザ（科学技術振興事業団）や大学連携型インキュベータ（地域振興整備公団）が整備される

など、特区内では、大学発ベンチャーの創出に向けた環境整備が進んでいる。

(3) 特例措置の必要性及び要件適合性を認めた根拠

国立大学教員等の研究成果活用企業の時間内兼業の容認は、国立大学等における研究成果の民間企業における活用を更に円滑にし、産学連携による新事業創出や大学発ベンチャー企業の創出が促進される。このことは、本市が策定した産業振興ビジョンである「京都市スーパーテクノシティ構想」に合致し、本構想が掲げた達成すべき数値目標の実現に大きく寄与するものである。

別紙

1 特定事業の名称

704：国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
(所在地：京都市左京区吉田本町)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後，直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

(2) 事業が行われる区域

京都市の全域

(3) 事業の実施期間

認定後，直ちに

(4) 事業により実現される行為

研究開発型企業や私立大学においては，外部研究機関との研究協力を拡大させており，その有望な相手先は，国立大学の研究機関である。特区内にある京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの有効活用と手続きの簡素化は，産学官連携における産業科学技術の振興にとって，大きく貢献するものであり，新事業創出につながる独創的な研究開発のスピード化が実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制法令等

国有財産法（昭和23年6月30日法第73号）第14条第7号

(2) 現状

特区内には，大学等の研究センターをはじめとする研究施設が豊富に存在し，研究活動の基盤となる高度な研究設備が整備されている。

とりわけ，京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおいては，「先進電子材料開発のための原子・分子アプローチ」を教育研究テーマに，各種大型特別設備を設置し，学内研究はもとより他大学・企業・海外研究者との共同研究を推進している。

更には，本年4月から開校する桂キャンパス内においても，ナノ工学高等研究院などの施設が整備され，学外・産業界から注目されている。

(3) 特例措置の必要性及び要件適合性を認めた根拠

試験研究施設の有効活用は，産学官の研究交流の促進のみならず，施設等の効率の利用の観点からも大きな意味をもつとともに，広範な分野の研究に重要な成果をもたらす可能性があり，研究開発型企業や私立大学等の効率的な研究が一層加速される。

別紙

1 特定事業の名称

705：国の試験研究施設の使用の容易化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
(所在地：京都市左京区吉田本町)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後，直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

(2) 事業が行われる区域

京都市の全域

(3) 事業の実施期間

認定後，直ちに

(4) 事業により実現される行為

研究開発型企業や私立大学においては，外部研究機関との研究協力を拡大させており，その有望な相手先は，国立大学の研究機関である。特区内にある京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの有効活用と使用許可基準の緩和は，産学官連携における産業科学技術の振興にとって，大きく貢献するものであり，新事業創出につながる独創的な研究開発のより一層の拡大が実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制法令等

昭和33年1月7日付蔵管1号「国の庁舎等の使用又は収益を許可する場合の取扱の基準について」通達1の(9)のイ

(2) 現状

特区内には，大学等の研究センターをはじめとする研究施設が豊富に存在し，研究活動の基盤となる高度な研究設備が整備されている。

とりわけ，京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーにおいては，「先進電子材料開発のための原子・分子アプローチ」を教育研究テーマに，各種大型特別設備を設置し，学内研究はもとより他大学・企業・海外研究者との共同研究を推進している。

更には，本年4月から開校する桂キャンパス内においても，ナノ工学高等研究院などの施設が整備され，学外・産業界から注目されている。

(3) 特例措置の必要性及び要件適合性を認めた根拠

これら施設・設備の有効活用は，産学官の研究交流の促進のみならず，施設等の効率的利用の観点からも大きな意味をもつとともに，広範な分野の研究に重要な成果をもたらす可能性があり，研究開発型企業や私立大学等の効率的な研究が一層加速される。

別紙

1 特定事業の名称

813, 815 : 国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー
(所在地: 京都市左京区吉田本町)

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

認定後, 直ちに

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー

(2) 事業が行われる区域

京都市の全域

(3) 事業の実施期間

認定後, 直ちに

(4) 事業により実現される行為や施設などの詳細

特区内の国立大学の試験研究機関の施設の廉価使用について, 対象範囲の拡大, 条件の緩和及び手続きの簡素化を図ることは, 本市が進める「京都バイオシティ構想」に掲げる研究開発プロジェクトや「京都ナノテク事業創生クラスター」に関連する研究開発事業にとって, 産学の研究交流を更に活性化させ, 本市の産業科学技術の効率的な推進を実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制法令等

研究交流促進法第11条第1項

研究交流促進法施行令第9条第1項, 第3項, 第10条第1項, 第4項

(2) 現状

特区内では, 最先端技術に関する高度な国立大学等が立地するとともに, その研究成果を活用して, 特定の分野で独自の強みを発揮している研究開発型企业も多く存在する。とりわけ, ライフサイエンスやナノテクノロジー分野においては, 研究開発ポテンシャルが高く, 本市においても, 「京都バイオシティ構想」に位置づけた研究開発プロジェクトやナノテクノロジーをテーマとした「京都ナノテク事業創生クラスター」の取組を産学公連携のもと取り組んでいる。

平成14年から取り組んでいる「京都ナノテク事業創生クラスター」の共同研究には, 特区内のナノテクノロジー関連の研究開発を進める16の企業が参画している。

本特定事業に関与する京都大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーは, 「先進電子材料開発のための原子・分子アプローチ」を教育研究テーマに, 各種大型特別設備を設置し, 学内研究はもとより他大学・企業・海外研究者との共同研究を推進しており,

「京都ナノテク事業創生クラスター」の研究実施場所の1拠点でもある。

(3) 特例措置の必要性及び要件適合性を認めた根拠

上記で述べたプロジェクト等の取組を背景に、特区内の国立大学の試験研究機関の施設の廉価使用については、企業、私立大学等からの強い要望も見られる中、積極的な研究交流が促進され、本市が進める新しい産業科学技術の振興に大きく寄与するものである。